

# 【通学入校規定】

令和 元年11月改正

(株)鳥取県倉吉自動車学校

当校は『通学入校規定』を下記の通り定めます。入校者はこの規定を遵守しなければなりません。

## 第1条(申込み手続き)

- ①当校所定の申込み手続きを行ったうえで、教習費用の全額またはその内金を支払うことにより契約が成立したものとします。
- ②当校の定めた申込期限までに申込み手続き・費用の入金が完了していない場合は予約が無効となります。

## 第2条(入校資格)

免許取得年齢に達しかつ、公安委員会が定める基準以上の視力等があり色彩識別が可能な方。

- ①視力(眼鏡・コンタクト使用可・カラーコンタクトは使用不可)
  - ア、二輪車・普通車・大特車  
両眼で0.7以上、片眼で0.3以上片眼で0.3未満または片眼が見えない方であっても、片眼が0.7以上・視野角度が150度以上あれば可
  - イ、大型車・中型車・準中型車・けん引車  
両眼で0.8以上、片眼で0.5以上片眼で0.5未満または片眼が見えない方は不可。  
深視力検査では平均誤差が20mm以内
- ②赤・青・黄色の識別が出来る方
- ③運転に支障がある障害及び運転に影響する病気(症状等)のある方は、  
運転免許試験場にて運転適性相談をお受けください。  
適性相談の結果不適切の場合は入校できません。申込時にお申し出ください。
- ④中学卒業以上の学力があり、学科試験に出題される漢字の読解が出来る方。
- ⑤虚偽の申請のあった場合は入校拒否または強制退校になっても異議が無いものとします。
- ⑥暴力団関係者の方は入校できません。
- ⑦20歳未満の方は保護者の承諾が得られた方。  
\*妊娠中の方は入校前にご相談ください。

## 第3条(入校前解約)

入校申し込み手続きを完了したのち、入校予定者の都合でキャンセルする場合は下記に定める解約手数料を支払うものとします。

- 入校日当日・前日・・・33,000円
- 入校日2～3日前・・・22,000円
- 入校日4～5日前・・・16,500円
- それ以前は11,000円

## 第4条(日程)

契約時に通知される最短卒業日等の日程は予定であり、入校人数や天災地変、指導員が体調不良等で休暇が出た場合及び、合格基準に達しない時等は卒業予定日が延びることがあります。その場合は当校の指示に従うものとします。

## 第5条(中途解約)

中途解約とは、入校後に入校者の都合で日程を中止された場合をいい教習期間中、何ら連絡の無い場合は中途退校とします。

## 第6条(教習予約後の無断キャンセル)

教習予約後に無断で当日の教習をキャンセルされた場合、キャンセルとなった単価分の料金をお支払い頂きます。

## 第7条(中途変更解約精算)・・・表示は全て税込金額

教習開始後の取得車種変更に伴う料金の差額分の返金を行わないものとする。

中途退校の場合は実費計算による精算となります。

返還金＝教習料金(諸経費・消費税含む)－必要経費となり、返還金が無い場合もあります。

- \*必要経費とは入学金(普通車・大型車・中型車・準中型車は55,000円、二輪車は44,000円、牽引車・大特車は49,500円)
  - ・技能教習料(受講した時限数×車種ごとの教習単価)
  - (各車種ごとの技能教習単価＝普通車5,500円・けん引車9,350円・大特車8,250円・大型車10,670円・中型車8,140円・準中型車6,820円・大型二輪車4,950円・その他二輪車4,730円)
  - ・学科指導料(受講した時限数×2,420円)
  - ・仮免申請内訳(2,850円＝仮免許申請料1,700円+仮免許証交付手数料1,150円)
  - ・各検定料(@4,400×受検回数、大型車・中型車の卒業検定料は8,800円・準中型車の卒業検定料は6,600円)
  - ・適性検査料(2,200円)・教本(4,400円)・写真(1,100円)・入校時交通費(当校負担分)・転校手数料(5,500円)
- ローン契約の場合も上記同様の精算方法で精算する。ローン契約を解約する際の手数料等の諸費用はすべてローン契約者本人の負担とします。

## 第8条(転校)

第6条に基づき精算後、転校手続きを行うものとする。その際、転校先は転校希望者が決め、転校に伴う諸費用等は転校希望者の負担とします。

## 第9条(教習生の遵守事項)

入校者は、当校が定める校則、規定を遵守し校内・外で他人に迷惑となる行為、及び社会の公序良俗に反する行為をしてはならない。

\*未成年者の喫煙は禁止。

\*自己管理の金品等が紛失しても当校では責任を負えません。

「本規定」ほか、当校の定める「校則」に違反した場合は「退学処分」とします。

## 第10条(退学処分等)

第8条に反する行為又は生ずる恐れがあると学校長が判断した場合は、退学処分とします。その際、教習料金の返金は一切しません。